

令和5年3月31日(金曜日)号外 第 27 号

発 行 **宮 崎 県** 

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

目 次

頁

条 例

○宮崎県税条例の一部を改正する条例………(税務課) 1

# 本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例(条例第26号)
  - 1 改正の理由及び主な内容 地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日 この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

# 条

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

# 宮崎県条例第26号

### 宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(不動産の取得に係る申告又は報告の義務)

第38条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、知事に提出しなければならない。ただし、法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(法第73条の27の5第2項において読み替えて準用する場合及び法第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)若しくは第73条の27の6第2項又は法<u>附則第11条の4第5項若しくは第7項</u>において読み替えて準用する法第73条の25第1項の規定による申告をする者は、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の納期限までに、これを知事に提出しなければならない。

(1)~(5) [略]

2~6 [略]

附則

(不動産取得税の税率の特例)

# 第8条 [略]

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が法第73条の24第1項から 第3項まで、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項又は 法<u>附則第11条の4第1項、第4項若しくは第6項</u>の規定に該当す る場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中 改正後

(不動産の取得に係る申告又は報告の義務) 38条 不動産を取得した者は、当該不動産財

第38条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、知事に提出しなければならない。ただし、法第73条の25第1項、第73条の27の2第2項、第73条の27の3第2項、第73条の27の4第2項(法第73条の27の5第2項において読み替えて準用する場合及び法第73条の27の7第2項において準用する場合を含む。)若しくは第73条の27の6第2項又は法附則第11条の4第3項若しくは第5項において読み替えて準用する法第73条の25第1項の規定による申告をする者は、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の納期限までに、これを知事に提出しなければならない。

(1)~(5) [略]

2~6 [略]

附則

(不動産取得税の税率の特例)

# 第8条 [略]

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が法第73条の24第1項から 第3項まで、第73条の27の2第1項、第73条の27の3第1項又は 法<u>附則第11条の4第2項若しくは第4項</u>の規定に該当する場合に おけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」 「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条第2項の表中「2年」とあるのは、「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の17第2項で定める場合においては、4年)」とする。

(宅地建物取引業者に係る不動産取得税の徴収猶予)

- 第10条の2 法<u>附則第11条の4第5項又は第7項</u>において読み替え で準用する法第73条の25第1項の規定により申告をする者は、次 に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証 明するに足る書類を添えて、納期限までに、知事に提出しなけれ ばならない。ただし、その期間内に提出することができないやむ を得ない理由があると知事が認めたときは、この限りでない。 (1)~(5) 「略
- 2 第42条及び第42条の2の規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅及び改修工事対象住宅用地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し及び当該不動産取得税の充当について準用する。この場合において、第42条中「第73条の25第1項」とあるのは「第73条の25第1項(法<u>附則第11条の4第5項又は第7項</u>において読み替えて準用する場合を含む。)」と、同条第1号中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「、第73条の27の7第1項又は法<u>附則第11条の4第4項若しくは第6項</u>」と、第42条の2中「第73条の27の6第3項において準用する場合」とあるのは「第73条の27の6第3項において準用する場合」とあるのは「第73条の27の6第3項において準用する場合」と読み替えるものとする。

(種別割の税率の特例)

- 第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第 149条第1項 第1号に規定する電気自動車をいう。以下同じ。)、天然ガス自 動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう 。以下この条及び次条第2項において同じ。)、メタノール自動 車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方 税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。 )附則第5条第1項で定めるものをいう。次条第2項において同 じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外の ものとの混合物で省令附則第5条第2項で定めるものを内燃機関 の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項で定めるもの をいう。次条第2項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の 燃料として用いる電力併用自動車(法第 149条第1項第3号に規 定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。)並び に自家用の乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。以下こ の条及び次条第1項において同じ。)、法第177条の7第1項第 3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く 。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る 第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第 3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の第5欄に掲げる字句とする。
  - (1) 法第 149条第 1 項第 4 号に規定するガソリン自動車(以下 この条において「ガソリン自動車」という。)又は同項第 5 号 に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自 動車」という。)で平成22年 3 月31日までに最初の法第 147条

とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)

第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条第2項の表中「2年」とあるのは、「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の18第2項で定める場合においては、4年)」とする。

(宅地建物取引業者に係る不動産取得税の徴収猶予)

- 第10条の2 法<u>附則第11条の4第3項又は第5項</u>において読み替え で準用する法第73条の25第1項の規定により申告をする者は、次 に掲げる事項を記載した申告書に当該申告が真実であることを証 明するに足る書類を添えて、納期限までに、知事に提出しなけれ ばならない。ただし、その期間内に提出することができないやむ を得ない理由があると知事が認めたときは、この限りでない。 (1)~(5) 「略
- 2 第42条及び第42条の2の規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅及び改修工事対象住宅用地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し及び当該不動産取得税の充当について準用する。この場合において、第42条中「第73条の25第1項」とあるのは「第73条の25第1項(法<u>附則第11条の4第3項又は第5項</u>において読み替えて準用する場合を含む。)」と、同条第1号中「又は第73条の27の7第1項」とあるのは「、第73条の27の7第1項又は法<u>附則第11条の4第2項若しくは第4項</u>」と、第42条の2中「第73条の27の6第3項において準用する場合」とあるのは「第73条の27の6第3項において準用する場合並びに法<u>附則第11条の4第3項及び第5項</u>において読み替えて準用する場合」と読み替えるものとする。

(種別割の税率の特例)

- 第12条 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(法第 149条第1項 第1号に規定する電気自動車をいう。以下同じ。)、天然ガス自 動車(法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう 。以下この条及び次条第2項において同じ。)、メタノール自動 車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で地方 税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。 )附則第5条第1項で定めるものをいう。次条第2項において同 じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外の ものとの混合物で省令附則第5条第2項で定めるものを内燃機関 の燃料として用いる自動車で省令附則第5条第1項で定めるもの をいう。次条第2項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の 燃料として用いる電力併用自動車(法第 149条第1項第3号に規 定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。)並び に自家用の乗用車 (3輪の小型自動車であるものを除く。以下こ の条及び次条第1項において同じ。)、法第 177条の7第1項第 3号イ(1)に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く 。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の種別割に係る 第61条の規定の適用については、次の表の第1欄、第2欄及び第 3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表 の第5欄に掲げる字句とする。
  - (1) 法第 149条第 1 項第 4 号に規定するガソリン自動車(以下 この条において「ガソリン自動車」という。)又は同項第 5 号 に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自 動車」という。)で平成25年 3 月31日までに最初の法第 147条

- 第3項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。) を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経 過した日の属する年度
- (2) 法第 149条第 1 項第 6 号に規定する軽油自動車(以下この条において「軽油自動車」という。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年 3 月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

「略〕

- 2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。
  - (1) 電気自動車
  - (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項で定めるもの(第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。)に適合するもの又は法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号及び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項で定めるもの
  - (3) 法第 149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車 (第5項第3号において「充電機能付電力併用自動車」という。)
  - (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第 149条第1項第4号イ(1)(i)に規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が同号イ(3)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第3項で定めるもの
  - (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が法第 149条第1項第5号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に 100分の 130を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条の2第4項で定めるもの
  - (6) 軽油自動車のうち、法第 149条第1項第6号イ(1)に規定 する平成30年軽油軽中量車基準(以下この条において「平成30 年軽油軽中量車基準」という。)又は同号イ(1)に規定する平 成21年軽油軽中量車基準(以下この条において「平成21年軽油

- 第3項に規定する新規登録(以下「初回新規登録」という。) を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経 過した日の属する年度
- (2) 法第 149条第 1 項第 6 号に規定する軽油自動車(以下この条において「軽油自動車」という。) その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年 3 月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

[略]

<b>市和 5 年 5 月 51 日</b>			7	 岬	- 示	<u> </u>	干以
軽中量車基準」という。	) に適合する	乗用車					
第1欄 第	2欄 第3欄	第4欄	第5欄				
別表第2(その1) 営	業用	7,500	<u>2,000</u>				
乗用車の項		<u>8, 500</u>	<u>2, 500</u>				
		<u>9, 500</u>	<u>2,500</u>				
		13,800	<u>3, 500</u>				
		15, 700	4,000				
		<u>17, 900</u>	4,500				
		20, 500	<u>5, 500</u>				
		<u>23, 600</u>	<u>6,000</u>				
		27, 200	7,000				
		40, 700	10,500				
		<u>7, 500</u>	<u>2,000</u>				
直	家用	<u>25, 000</u>	<u>6,500</u>				
		30, 500	8,000				
		<u>36, 000</u>	9,000				
		43, 500	11,000				
		<u>50, 000</u>	<u>12, 500</u>				
		57,000	14,500				
		<u>65, 500</u>	<u>16, 500</u>				
		<u>75, 500</u>	<u>19,000</u>				
		<u>87, 000</u>	<u>22, 000</u>				
		110,000	27, 500				
		<u>25, 000</u>	<u>6,500</u>				
別表第2(その1) 営	業用	<u>6, 500</u>	<u>2,000</u>				
トラックの最大積載		9,000	<u>2,500</u>				
量が1トン以下のも		<u>12, 000</u>	<u>3,000</u>				
のの項から普通自動		<u>15, 000</u>	4,000				
車に属するけん引車		<u>18, 500</u>	<u>5,000</u>				
<u>の項まで</u>		<u>22, 000</u>	<u>5, 500</u>				
		<u>25, 500</u>	<u>6, 500</u>				
		<u>29, 500</u>	<u>7,500</u>				
		<u>4, 700</u>	<u>1, 200</u>				
		<u>7, 500</u>	<u>2,000</u>				
		<u>15, 100</u>	<u>4,000</u>				
自	家用	8,000	<u>2,000</u>				
		<u>11,500</u>	<u>3,000</u>				
		<u>16,000</u>	<u>4,000</u>				
		<u>20, 500</u>	<u>5, 500</u>				
		<u>25, 500</u>	<u>6,500</u>				
		<u>30, 000</u>	<u>7, 500</u>				
		<u>35, 000</u>	9,000				
		40,500	10,500				
		6,300	1,600				
		10, 200	3,000				
		20,600	<u>5, 500</u>				
別表第2(その1) 営	<u>業用</u>	9,700	2,500				
	<u> </u>	13, 100	3,500				
車のうち、最大乗車							
定員が4人以上で乗							
用車に準ずるものの							
項							
別表第2(その1) 営	業用	12, 100	<u>3, 500</u>				
特種用途車の霊柩車	_	6,000	1,500				
		, 555	_, _, _,				

宮	崎	県	公	報

 		 면 기	<u> </u>	<u> </u>
の項からトラックに		<u>6,800</u>	<u>2,000</u>	
類するものの普通自		<u>7,600</u>	2,000	
動車に属するけん引		11,000	3,000	
車の項まで		12,500	<u>3, 500</u>	
		14,300	4,000	
		<u>16, 400</u>	<u>4, 500</u>	
		<u>18, 800</u>	<u>5, 000</u>	
		<u>21, 700</u>	<u>5, 500</u>	
		<u>32, 500</u>	<u>8, 500</u>	
		24, 200	<u>6, 500</u>	
		<u>25, 200</u>	<u>6, 500</u>	
		<u>26, 300</u>	<u>7, 000</u>	
		<u>12, 400</u>	<u>3, 500</u>	
		<u>13, 400</u>	<u>3, 500</u>	
		<u>14, 500</u>	<u>4,000</u>	
		<u>7,500</u>	<u>2, 000</u>	
		<u>17, 900</u>	<u>4, 500</u>	
		<u>18, 900</u>	<u>5, 000</u>	
		<u>20, 000</u>	<u>5, 000</u>	
		<u>21,000</u>	<u>5, 500</u>	
		<u>22, 100</u>	<u>6,000</u>	
		<u>23, 100</u>	<u>6,000</u>	
		<u>24, 200</u>	<u>6, 500</u>	
		<u>25, 200</u>	<u>6, 500</u>	
		<u>1, 100</u>	<u>300</u>	
		<u>7,500</u>	<u>2, 000</u>	
		<u>15, 100</u>	<u>4,000</u>	
	<u>自家用</u>	<u>16, 400</u>	<u>4, 500</u>	
		<u>20, 000</u>	<u>5, 000</u>	
		<u>24, 400</u>	<u>6, 500</u>	
		<u>28, 800</u>	<u>7, 500</u>	
		34,800	9,000	
		<u>40, 000</u>	10,000	
		<u>45, 600</u>	11,500	
		<u>52, 400</u>	<u>13, 500</u>	
		60, 400	<u>15, 500</u>	
		<u>69, 600</u>	<u>17, 500</u>	
		88,000	22,000	
		32, 900	<u>8, 500</u>	
		34, 300	9,000	
		<u>35, 800</u>	9,000	
		<u>16, 800</u>	<u>4, 500</u>	
		18, 300	<u>5, 000</u>	
		19, 700	<u>5, 000</u>	
		29, 500	<u>7, 500</u>	
		24, 300	<u>6, 500</u>	
		<u>25, 800</u>	<u>6, 500</u>	
		27, 100	<u>7,000</u>	
		28,600	7, 500	
		30,000	<u>7, 500</u>	
		31,500	<u>8,000</u>	
		<u>32, 900</u>	<u>8, 500</u>	
		<u>34, 300</u> <u>1, 500</u>	9,000 400	
		1,000	400	

一 市和 5 年 3 月 31	<u>п (жи</u>	EU/ 5	外	7	<u> </u>	呵	 公	<b>羊</b> 区
			<u>10, 200</u>	<u>3,000</u>				
			<u>20, 600</u>	<u>5, 500</u>				
別表第2(その1)	営業用		<u>9, 700</u>	<u>2, 500</u>				
<u>特種用途車の電気自</u>	<u>自家用</u>		<u>13, 100</u>	<u>3, 500</u>				
動車のうち、最大乗								
車定員が4人以上で								
乗用車に準ずるもの								
<u>の項</u>								
別表第2(その1)	営業用		4,600	<u>1,500</u>				
特種用途車の3輪車			<u>3, 900</u>	<u>1,000</u>				
に類するものの小型		-	24, 200	<u>6,500</u>				
自動車からその他の	自家用		<u>6, 300</u>	2,000				
<u>項まで</u>			<u>5, 300</u>	<u>1,500</u>				
			<u>32, 900</u>	<u>8, 500</u>				
別表第2(その1)	営業用		4,500	1,500				
3輪車の項			3,900	1,000				
	自家用		<u>6,000</u>	1,500				
			5, 300	1,500				
別表第2(その2)	営業用	一般乗	12,000	3,000				
バスの項		合用	14, 500	4,000				
			17, 500	4,500				
		-	20,000	5,000				
		-	22, 500	6,000				
			25, 500	6,500				
			29,000	7,500				
		その他	26, 500	7,000				
			32,000	8,000				
			38,000	9,500				
			44,000	11,000				
			50, 500	13,000				
			57, 000	14, 500				
			64, 000	16,000				
	<u>自家用</u>		33,000	8,500				
	130/11	_	41,000	10,500				
		_	49,000	12, 500				
		-	57,000	14, 500				
			65, 500	16, 500				
		_	74,000	18, 500				
		_	83,000	21,000				
別表第2(その2)	営業用	一般乗	18, 900	5,000				
特種用途車のバスに	<u> </u>	合用	20,000	<u>5,000</u>				
類するものの項		<u> </u>	21,000	<u>5, 500</u>				
<u> </u>			22, 100	<u>6,000</u>				
			23, 100	<u>6,000</u>				
		-		<u>6, 500</u>				
			<u>24, 200</u> <u>25, 200</u>	6, 500				
		この44						
		その他	21, 200	<u>5, 500</u>				
			22, 400	<u>6,000</u>				
			23,600	<u>6,000</u>				
			<u>24, 800</u>	<u>6, 500</u>				
		-	<u>25, 900</u>	6, 500 7, 000				
		-	27, 100	7,000				
	白安田		28, 200	<u>7,500</u>				
	自家用		<u>25, 800</u>	<u>6, 500</u>				

		 - 13 - 714	
		<u>27, 100</u>	<u>7,000</u>
		<u>28, 600</u>	<u>7,500</u>
		<u>30, 000</u>	<u>7, 500</u>
		<u>31, 500</u>	<u>8,000</u>
		<u>32, 900</u>	<u>8,500</u>
		<u>34, 300</u>	<u>9,000</u>
別表第4総排気量が	営業用	<u>3, 700</u>	<u>1,000</u>
1リットル以下のも	<u>自家用</u>	<u>5, 200</u>	<u>1,300</u>
<u>のの項</u>			
別表第4総排気量が	営業用	<u>4, 700</u>	<u>1, 200</u>
1リットルを超え 1	自家用	<u>6, 300</u>	<u>1,600</u>
.5リットル以下のも			
<u>のの項</u>			
別表第4総排気量が	営業用	<u>6,300</u>	<u>1,600</u>
1.5リットルを超え	自家用	<u>8,000</u>	<u>2,000</u>
<u>るものの項</u>			
別表第5バスの項		<u>12, 000</u>	<u>3, 000</u>
		<u>14, 500</u>	<u>4,000</u>
		<u>17, 500</u>	<u>4, 500</u>
		<u>20, 000</u>	<u>5,000</u>
		<u>22, 500</u>	<u>6,000</u>
		<u>25, 500</u>	<u>6, 500</u>
		<u>29, 000</u>	<u>7, 500</u>
別表第5特種用途車		<u>18, 900</u>	<u>5,000</u>
でバスに類するもの		<u>20, 000</u>	<u>5,000</u>
<u>の項</u>		21,000	<u>5, 500</u>
		<u>22, 100</u>	<u>6,000</u>
		<u>23, 100</u>	<u>6,000</u>
		<u>24, 200</u>	<u>6, 500</u>
		<u>25, 200</u>	<u>6, 500</u>

- 3 次に掲げる自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。) に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が令和2年 4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた 場合には令和3年度分の種別割に限り、次の表の第1欄、第2欄 及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の第5欄に掲げる字句とする。
  - (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガ ソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え ないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車 基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであっ て、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率 に 100分の 110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条 の2第5項で定めるもの
  - (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石 油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超え ないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車 <u>基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであっ</u> て、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率 に 100分の 110を乗じて得た数値以上のもので省令附則第5条 の2第6項で定めるもの

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	<u>第5欄</u>
別表第2(その1)	営業用		<u>7, 500</u>	<u>4,000</u>
乗用車の項			<u>8,500</u>	<u>4,500</u>
			9,500	<u>5,000</u>

一		<i>)</i>	7	<u> </u>	呵	 公	羊又
		<u>13, 800</u>	<u>7,000</u>				
		15, 700	8,000				
		17, 900	9,000				
		20, 500	10, 500				
		23,600	12,000				
		<u>27, 200</u>	14,000				
		40, 700	20, 500				
	фф.	7,500	4,000				
	<u>自家用</u>	<u>25, 000</u>	<u>12, 500</u>				
		<u>30, 500</u>	<u>15, 500</u>				
		<u>36, 000</u>	<u>18, 000</u>				
		43, 500	<u>22, 000</u>				
		<u>50,000</u>	<u>25, 000</u>				
		<u>57, 000</u>	<u>28, 500</u>				
		<u>65, 500</u>	<u>33, 000</u>				
		75, 500	<u>38, 000</u>				
		87,000	43, 500				
		110,000	55,000				
		25,000	12, 500				
別表第2(その1)	営業用	6,500	3,500				
<u> </u>		9,000	4,500				
<u> 量が1トン以下のも</u>							
		12,000	<u>6,000</u>				
のの項から普通自動		<u>15,000</u>	<u>7,500</u>				
車に属するけん引車		18, 500	<u>9, 500</u>				
の項まで		<u>22, 000</u>	<u>11,000</u>				
		<u>25, 500</u>	<u>13, 000</u>				
		<u>29, 500</u>	<u>15, 000</u>				
		4,700	<u>2, 400</u>				
		<u>7,500</u>	<u>4, 000</u>				
		<u>15, 100</u>	<u>8,000</u>				
	自家用	8,000	4,000				
		11,500	6,000				
		16,000	<u>8,000</u>				
		20, 500	10, 500				
		25, 500	13,000				
		30,000	15,000				
		35,000	17, 500				
		<u>40, 500</u>	<u>20, 500</u>				
		<u>6,300</u>	<u>3, 200</u>				
		10, 200	<u>5,500</u>				
Districts of the second	334 Mr ==	20,600	<u>10, 500</u>				
別表第2 (その1)	営業用	9,700	<u>5,000</u>				
トラックの電気自動	自家用	<u>13, 100</u>	<u>7,000</u>				
車のうち、最大乗車							
定員が4人以上で乗							
用車に準ずるものの							
<u>項</u>							
別表第2(その1)	営業用	12, 100	6,500				
特種用途車の霊柩車		6,000	3,000				
の項からトラックに		6,800	3,500				
類するものの普通自		7,600	4,000				
動車に属するけん引		11,000	5, 500				
車の項まで			6, 500				
<u></u>		12,500					
		<u>14, 300</u>	<u>7,500</u>				

日刊米五枚	E-E-D 371 33 27 3
<u>16, 400</u> <u>8, 500</u>	
18,800 9,500	
21,700 11,000	
32,500 16,500	
<u>24, 200</u> <u>12, 500</u>	
<u>25, 200</u> <u>13, 000</u>	
<u>26, 300</u> <u>13, 500</u>	
<u>12, 400</u> <u>6, 500</u>	
13, 400 7, 000	
14,500 7,500	
7,500 4,000	
<u>17, 900</u> <u>9, 000</u>	
18,900 9,500	
<u>20, 000</u> <u>10, 000</u>	
<u>21, 000</u> <u>10, 500</u>	
<u>22, 100</u> <u>11, 500</u>	
<u>23, 100</u> <u>12, 000</u>	
24, 200 12, 500	
<u>25, 200</u> <u>13, 000</u>	
1,100 600	
7,500 4,000	
15, 100 8, 000	
<u> </u>	
20,000 10,000	
24, 400 12, 500	
28, 800 14, 500	
34, 800 17, 500	
40,000 20,000	
45,600 23,000	
52, 400 26, 500	
60, 400 30, 500	
69,600 35,000	
88,000 44,000	
32, 900 16, 500	
34, 300 17, 500	
35, 800 18, 000	
16, 800 8, 500	
18, 300 9, 500	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
29, 500 15, 000	
24, 300 12, 500 24, 300 12, 500	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
28,600 14,500 20,000 15,000	
30,000 <u>15,000</u>	
31,500 16,000	
<u>32, 900</u> <u>16, 500</u>	
34, 300 17, 500	
1,500 <u>800</u>	
<u>10, 200</u> <u>5, 500</u>	
<u>20,600</u> <u>10,500</u>	
<u>別表第2(その1)</u> <u>営業用</u> <u>9,700</u> <u>5,000</u>	
特種用途車の電気自   自家用   13, 100   7, 000	
動車のうち、最大乗	

	T						PJ	<i>&gt;</i>  <	 TIX		_
	車定員が4人以上で										
	乗用車に準ずるもの										
	<u>の項</u>										
	別表第2(その1)	営業用		<u>4,600</u>	<u>2, 500</u>						
	特種用途車の3輪車			<u>3, 900</u>	<u>2,000</u>						
	に類するものの小型			<u>24, 200</u>	<u>12, 500</u>						
	自動車からその他の	<u>自家用</u>		<u>6, 300</u>	<u>3, 500</u>						
	<u>項まで</u>			<u>5, 300</u>	<u>3,000</u>						
				<u>32, 900</u>	<u>16, 500</u>						
	別表第2(その1)	営業用		<u>4, 500</u>	<u>2, 500</u>						
	3輪車の項			<u>3, 900</u>	<u>2,000</u>						
		<u>自家用</u>		<u>6,000</u>	<u>3, 000</u>						
				<u>5, 300</u>	<u>3, 000</u>						
	別表第2(その2)	営業用	一般乗	<u>12, 000</u>	<u>6,000</u>						
	<u>バスの項</u>		<u>合用</u>	<u>14, 500</u>	<u>7, 500</u>						
				<u>17, 500</u>	<u>9,000</u>						
				<u>20, 000</u>	<u>10, 000</u>						
				<u>22, 500</u>	<u>11,500</u>						
				<u>25, 500</u>	<u>13, 000</u>						
				<u>29, 000</u>	<u>14, 500</u>						
			その他	<u>26, 500</u>	<u>13, 500</u>						
				<u>32, 000</u>	<u>16, 000</u>						
				<u>38, 000</u>	<u>19,000</u>						
				<u>44, 000</u>	<u>22, 000</u>						
				<u>50, 500</u>	<u>25, 500</u>						
				<u>57, 000</u>	<u>28, 500</u>						
				<u>64, 000</u>	<u>32, 000</u>						
		自家用		<u>33, 000</u>	<u>16, 500</u>						
				<u>41,000</u>	<u>20, 500</u>						
				<u>49, 000</u>	<u>24, 500</u>						
				<u>57, 000</u>	<u>28, 500</u>						
				<u>65, 500</u>	<u>33, 000</u>						
				<u>74, 000</u>	<u>37, 000</u>						
				<u>83, 000</u>	<u>41, 500</u>						
	別表第2(その2)	営業用	一般乗	<u>18, 900</u>	<u>9, 500</u>						
	特種用途車のバスに		<u>合用</u>	<u>20, 000</u>	<u>10, 000</u>						
	<u>類するものの項</u>			<u>21,000</u>	<u>10, 500</u>						
				<u>22, 100</u>	<u>11,500</u>						
				<u>23, 100</u>	<u>12, 000</u>						
				<u>24, 200</u>	<u>12, 500</u>						
				<u>25, 200</u>	<u>13, 000</u>						
			その他	<u>21, 200</u>	<u>11,000</u>						
				<u>22, 400</u>	<u>11,500</u>						
				<u>23, 600</u>	<u>12, 000</u>						
				<u>24, 800</u>	<u>12, 500</u>						
				<u>25, 900</u>	<u>13, 000</u>						
				<u>27, 100</u>	14,000						
				<u>28, 200</u>	14,500						
		<u>自家用</u>		<u>25, 800</u>	<u>13, 000</u>						
				<u>27, 100</u>	14,000						
				<u>28, 600</u>	14,500						
				<u>30, 000</u>	<u>15, 000</u>						
				<u>31, 500</u>	<u>16, 000</u>						
				<u>32, 900</u>	16, 500						
ш_	!					1					_

		<u>34, 300</u>	<u>17, 500</u>
別表第4総排気量が	営業用	<u>3, 700</u>	<u>1,800</u>
1リットル以下のも	自家用	<u>5, 200</u>	2,600
<u>のの項</u>			
別表第4総排気量が	営業用	<u>4, 700</u>	<u>2, 300</u>
1リットルを超え 1	自家用	<u>6, 300</u>	<u>3, 200</u>
.5リットル以下のも			
<u>のの項</u>			
別表第4総排気量が	営業用	<u>6,300</u>	<u>3, 200</u>
1.5リットルを超え	自家用	<u>8,000</u>	<u>4,000</u>
るものの項			
別表第5バスの項		<u>12, 000</u>	<u>6,000</u>
		<u>14, 500</u>	<u>7, 500</u>
		<u>17, 500</u>	<u>9,000</u>
		<u>20, 000</u>	<u>10, 000</u>
		<u>22, 500</u>	<u>11, 500</u>
		<u>25, 500</u>	<u>13, 000</u>
		<u>29, 000</u>	<u>14, 500</u>
別表第5特種用途車		<u>18, 900</u>	<u>9, 500</u>
でバスに類するもの		<u>20, 000</u>	<u>10, 000</u>
<u>の項</u>		<u>21,000</u>	<u>10, 500</u>
		<u>22, 100</u>	<u>11, 500</u>
		<u>23, 100</u>	<u>12, 000</u>
		<u>24, 200</u>	<u>12, 500</u>
		<u>25, 200</u>	<u>13, 000</u>

- 4 第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の 乗用車等(自家用の乗用車及び自家用の特種用途車でキャンピン グ車、放送宣伝車又は事務室車をいう。以下この条において同じ 。)に対する第61条の規定の適用については、当該自家用の乗用 車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新 規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自家 用の乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間 に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、 第2項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第 4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする
- 5 次に掲げる自動車(自家用の乗用車等を除く。)に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から会和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。
  - (1) [略]
  - (2) 天然ガス自動車のうち、<u>平成30年天然ガス車基準</u>に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令<u>附則第5条の2第7項</u>で定めるもの

2 次に掲げる自動車に対する第61条の規定の適用については、当該自動車が令和4年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に初回新規登録を受けた場合には、<u>当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分</u>の種別割に限り、<u>次の表</u>の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

### (1) [略]

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第 149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項で定めるものに適合するもの又は法第 149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので省令附則第5条の2第2項で定めるもの

- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) ガソリン自動車(営業用の乗用車等(営業用の乗用車及び営業用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室車をいう。以下この条において同じ。)に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が法第149条第1項第4号イ(2)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第8項で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車(営業用の乗用車等に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の値の基が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第9項で定めるもの
- (6) 軽油自動車(営業用の乗用車等に限る。)のうち、平成30 年軽油軽中量車基準又は平成21年軽油軽中量車基準に適合する ものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギ ー消費効率に 100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度 基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第10 項で定めるもの

- (3) <u>法第 149条第1項第3号に規定する</u>充電機能付電力併用自 動車
- (4) ガソリン自動車(営業用の乗用車等(営業用の乗用車及び 営業用の特種用途車でキャンピング車、放送宣伝車又は事務室 車をいう。以下この条において同じ。) に限る。) のうち、窒 素酸化物の排出量が法第 149条第1項第4号イ(1)(i)に規定 する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平 成30年ガソリン軽中量車基準」という。) に定める窒素酸化物 の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条 第1項第4号イ(1)(ii)に規定する平成17年ガソリン軽中量車 基準 (次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」 という。) に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもの であって、エネルギー消費効率が同条第1項第4号イ(2)に規 定する令和12年度基準エネルギー消費効率(以下この条におい て「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。) に 100分 の90を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和2年 度基準エネルギー消費効率 (以下この条において「令和2年度 基準エネルギー消費効率」という。)以上のもので省令附則第 5条の2第3項で定めるもの
- (5) 石油ガス自動車(営業用の乗用車等に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が法第 149条第 1 項第 5 号イ(1)(i)に規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第 2 号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が回条第 1 項第 5 号イ(1)(ii)に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第 2 号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に 100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和 2 年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第 5 条の 2 第 4 項で定めるもの
- (6) 軽油自動車(営業用の乗用車等に限る。)のうち、法第1 49条第1項第6号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量車基準 (次項第3号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。 ) 又は同条第1項第6号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量 車基準 (次項第3号において「平成21年軽油軽中量車基準」と いう。) に適合するものであって、エネルギー消費効率が令和 12年度基準エネルギー消費効率に 100分の90を乗じて得た数値 以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令 附則第5条の2第5項で定めるもの

第1欄	第2欄	<u>第3欄</u>	第4欄	第5欄
別表第2(その1)	営業用		<u>7, 500</u>	<u>2,000</u>
乗用車の項			<u>8, 500</u>	<u>2, 500</u>
			<u>9, 500</u>	<u>2, 500</u>
			<u>13, 800</u>	<u>3, 500</u>
			<u>15, 700</u>	<u>4,000</u>
			<u>17, 900</u>	<u>4, 500</u>
			<u>20, 500</u>	<u>5, 500</u>
			<u>23, 600</u>	<u>6,000</u>
			<u>27, 200</u>	<u>7,000</u>
			<u>40, 700</u>	<u>10, 500</u>
			<u>7, 500</u>	<u>2, 000</u>
	自家用		<u>25, 000</u>	<u>6, 500</u>
			<u>30, 500</u>	<u>8,000</u>

宮 崎 県 公 報 令和 5 年 3 月 31 日 (金曜日) 号外 第 27 号

<u> </u>	<i>&gt;</i> 1⊂ -	A TK	ייים אויקן				
						<u>36, 000</u>	<u>9,000</u>
						<u>43, 500</u>	<u>11,000</u>
						<u>50, 000</u>	<u>12, 500</u>
						<u>57, 000</u>	<u>14, 500</u>
						<u>65, 500</u>	<u>16, 500</u>
						<u>75, 500</u>	<u>19, 000</u>
						<u>87,000</u>	<u>22, 000</u>
						<u>110, 000</u>	27, 500
						<u>25, 000</u>	<u>6, 500</u>
			別表第2(その1)	営業用		<u>6, 500</u>	<u>2,000</u>
			トラックの最大積載			<u>9,000</u>	<u>2, 500</u>
			量が1トン以下のも			<u>12, 000</u>	<u>3,000</u>
			のの項から普通自動			<u>15, 000</u>	<u>4,000</u>
			車に属するけん引車			<u>18, 500</u>	<u>5, 000</u>
			<u>の項まで</u>			<u>22, 000</u>	<u>5, 500</u>
						<u>25, 500</u>	<u>6, 500</u>
						<u>29, 500</u>	<u>7, 500</u>
						<u>4, 700</u>	<u>1, 200</u>
						<u>7, 500</u>	<u>2,000</u>
						<u>15, 100</u>	<u>4,000</u>
				<u>自家用</u>		<u>8,000</u>	<u>2, 000</u>
						<u>11, 500</u>	<u>3,000</u>
						<u>16,000</u>	<u>4,000</u>
						<u>20, 500</u>	<u>5, 500</u>
						<u>25, 500</u>	<u>6, 500</u>
						<u>30,000</u>	<u>7, 500</u>
						<u>35, 000</u>	<u>9,000</u>
						<u>40, 500</u>	<u>10, 500</u>
						<u>6, 300</u>	<u>1,600</u>
						<u>10, 200</u>	<u>3,000</u>
						<u>20,600</u>	<u>5, 500</u>
			別表第2(その1)	営業用		<u>9, 700</u>	<u>2, 500</u>
			トラックの電気自動	自家用		<u>13, 100</u>	<u>3, 500</u>
			車のうち、最大乗車				
			定員が4人以上で乗				
			用車に準ずるものの				
			<u>項</u>				
			別表第2(その1)	営業用		12, 100	<u>3, 500</u>
			特種用途車の霊柩車			<u>6,000</u>	<u>1,500</u>
			の項からトラックに			<u>6,800</u>	<u>2, 000</u>
			類するものの普通自			<u>7, 600</u>	<u>2, 000</u>
			動車に属するけん引			11,000	<u>3,000</u>
			車の項まで			12, 500	<u>3, 500</u>
						14, 300	4,000
						<u>16, 400</u>	<u>4, 500</u>
						18,800	<u>5,000</u>
						21, 700	<u>5,500</u>
						32, 500	<u>8,500</u>
						24, 200	<u>6,500</u>
						<u>25, 200</u>	<u>6,500</u>
						<u>26, 300</u>	<u>7,000</u>
						12, 400	<u>3,500</u>
						<u>13, 400</u>	<u>3, 500</u>
						<u>14, 500</u>	<u>4,000</u>

		<u> </u>	TIX			
				<u>7, 50</u>	0	<u>2,000</u>
				17, 90	0	<u>4, 500</u>
				18, 90	_	<u>5,000</u>
				20,00	_	5,000
				21,00	_	5, 500
				22, 10	_	6,000
				23, 10	_	6,000
				24, 20	_	6,500
				25, 20	-	6,500
				1, 10		300
				7, 50	_	2,000
				15, 10	_	4,000
			自家用	16, 40	-	4,500
				20,00		5,000
				24, 40	_	6,500
				28, 80	_	7,500
				34, 80	_	9,000
				40, 00		10,000
				45, 60	_	11,500
				52, 40	-	13, 500
				60, 40	_	15, 500
				69,60	_	17, 500
				88,00	_	22,000
				32, 90	_	8,500
				34, 30	_	9,000
				35, 80		9,000
				16, 80	_	4,500
				18, 30	_	5,000
				19, 70	_	5,000
				29, 50	_	7, 500
				24, 30	_	6, 500
				25, 80	_	<u>6,500</u>
				27, 10	_	7,000
				28, 60	_	7, 500
				30,00	_	7, 500
				31, 50	0	8,000
				32, 90	_	8,500
				34, 30	_	9,000
				1,50	_	400
				10, 20	0	<u>3, 000</u>
				20,60	0	<u>5, 500</u>
		別表第2(その1)	営業用	9, 70	0	2,500
		特種用途車の電気自	自家用	13, 10	_	3,500
		動車のうち、最大乗				
		車定員が4人以上で				
		乗用車に準ずるもの				
		の項				
		別表第2(その1)	営業用	4,60	0	<u>1,500</u>
		特種用途車の3輪車		3,90	_	1,000
		に類するものの小型		24, 20	_	6,500
		自動車の項からその	<u>自家用</u>	6, 30	_	2,000
		他の項まで		5, 30	0	<u>1,500</u>
				32, 90	_	8, 500
		別表第2(その1)	営業用	4,50	_	1,500
Ц	1				_	

3輪車の項			3, 900	1,000
	自家用		6,000	1,500
	11234/13		5, 300	1,500
別表第2(その2)	営業用	一般乗	12,000	3,000
バスの項	<u> </u>	合用	14, 500	4,000
		<u> </u>	17, 500	4, 500
			20,000	5,000
			22, 500	6,000
			25, 500	6, 500
			29,000	7, 500
		その他	26, 500	7,000
			32,000	8,000
			38,000	9,500
			44,000	11,000
			50, 500	13,000
			57,000	14, 500
			64,000	16,000
	自家用		33,000	8, 500
			41,000	10, 500
			49,000	12, 500
			<u>57,000</u>	14, 500
			<u>65, 500</u>	<u>16, 500</u>
			<u>74,000</u>	<u>18, 500</u>
			<u>83, 000</u>	<u>21, 000</u>
別表第2(その2)	営業用	一般乗	<u>18, 900</u>	<u>5,000</u>
特種用途車のバスに		合用	<u>20, 000</u>	<u>5, 000</u>
類するものの項			<u>21,000</u>	<u>5, 500</u>
			<u>22, 100</u>	<u>6,000</u>
			<u>23, 100</u>	<u>6,000</u>
			<u>24, 200</u>	<u>6, 500</u>
			<u>25, 200</u>	<u>6, 500</u>
		その他	<u>21, 200</u>	<u>5, 500</u>
			<u>22, 400</u>	<u>6,000</u>
			<u>23, 600</u>	<u>6,000</u>
			24, 800	<u>6, 500</u>
			<u>25, 900</u>	<u>6, 500</u>
			<u>27, 100</u>	<u>7, 000</u>
	ė.ė.m		<u>28, 200</u>	7,500
	<u>自家用</u>		<u>25, 800</u>	<u>6, 500</u>
			27, 100	7,000
			28,600	7,500
			30,000	7, 500
			31, 500	<u>8,000</u>
			<u>32, 900</u>	8,500
別表第4総排気量が	営業用		34, 300 3, 700	9,000 1,000
1リットル以下のも	自家用		5, 200	1,300
<u> </u>	口多用		0,400	1,000
別表第4総排気量が	営業用		4,700	1, 200
1リットルを超え 1	自家用		6, 300	1,600
.5リットル以下のも	1		3, 300	=, 555
のの項				
別表第4総排気量が	営業用		<u>6, 300</u>	1,600
_1.5リットルを超え	自家用		8,000	2,000
		l		

- 6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第61条の規定の適用については、当該営業用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該営業用の乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には今和5年度分の種別割に限り、第3項の表の第1欄、第2欄及び第3欄の区分に応じ、同表の第4欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。
  - (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第11項で定めるもの
  - (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第12項で定めるもの
  - (3) 軽油自動車のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21 年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費 効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に 100分の70を乗じ て得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上の もので省令附則第5条の2第13項で定めるもの

るものの項		
別表第5バスの項	<u>12,000</u>	<u>3,000</u>
	<u>14, 500</u>	<u>4,000</u>
	<u>17, 500</u>	<u>4,500</u>
	<u>20, 000</u>	<u>5,000</u>
	<u>22, 500</u>	<u>6,000</u>
	<u>25, 500</u>	<u>6, 500</u>
	<u>29, 000</u>	<u>7, 500</u>
別表第5特種用途車	<u>18, 900</u>	<u>5,000</u>
でバスに類するもの	<u>20,000</u>	<u>5,000</u>
<u>の項</u>	<u>21,000</u>	<u>5, 500</u>
	<u>22, 100</u>	<u>6,000</u>
	<u>23, 100</u>	<u>6,000</u>
	<u>24, 200</u>	<u>6, 500</u>
	<u>25, 200</u>	<u>6,500</u>

- 3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第61条の規定の適用については、当該営業用の乗用車等が令和4年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、次の表の第1欄の区分に応じ、同表の<u>第2欄</u>に掲げる字句は、それぞれ同表の<u>第3</u>欄に掲げる字句とする。
  - (1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第6項で定める
  - (2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第7項で定めるもの
  - (3) 軽油自動車のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成21 年軽油軽中量車基準に適合するものであって、エネルギー消費 効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に 100分の70を乗じ て得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上の もので省令<u>附則第5条の2第8項</u>で定めるもの

第1欄	第2欄	第3欄
別表第2(その1)乗用車の項	<u>7,500</u>	<u>4,000</u>
	<u>8,500</u>	<u>4,500</u>
	<u>9,500</u>	<u>5,000</u>
	13,800	<u>7,000</u>
	<u>15, 700</u>	<u>8,000</u>
	<u>17, 900</u>	<u>9,000</u>
	<u>20, 500</u>	<u>10, 500</u>
	23,600	12,000

		HJ	<b>∕</b>  \	4	TIX	hir o i o ii o i u (Tir		215 = 2	
ľ	_						<u>27, 200</u>	<u>14, 000</u>	
							<u>40, 700</u>	<u>20, 500</u>	
						別表第2(その1)特種用途車のキャ	<u>6,000</u>	<u>3,000</u>	
						ンピング車・放送宣伝車・事務室車の	<u>6,800</u>	<u>3, 500</u>	
						項	<u>7,600</u>	<u>4,000</u>	
							<u>11,000</u>	<u>5, 500</u>	
							<u>12, 500</u>	<u>6, 500</u>	
							<u>14, 300</u>	<u>7, 500</u>	
							<u>16, 400</u>	<u>8, 500</u>	
							<u>18, 800</u>	<u>9,500</u>	
							<u>21, 700</u>	<u>11,000</u>	
							<u>32, 500</u>	<u>16, 500</u>	

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
  - (不動産取得税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の宮崎県税条例(以下「改正後の条例」という。)の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日 以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、な お従前の例による。

(種別割に関する経過措置)

3 改正後の条例附則第12条の規定は、令和5年度以後の年度分の種別割について適用し、令和4年度分までの種別割については、なお従 前の例による。